

令和2年度 静岡県人権教育の手引き

想像しよう 共感しよう

— 実践学習編 気付きから行動へ —



静岡県教育委員会



本書の内容

第1章 静岡県教育委員会の人権教育

1 静岡県教育委員会の人権教育の基本構想	1
2 静岡県教育委員会が目指す基本的な方向	2
3 これまでの人権教育研究指定校の取組について	3
4 平成30・令和元年度人権教育研究指定校の実践 掛川市立曽我小学校	4
5 人権教育の年間指導計画の充実について	5
年間指導計画の作成例（掛川市立曽我小学校）	6

第2章 参加体験型学習

1 参加体験型学習	7
2 アイスブレイク	7
3 参加体験型学習例	
学習例1 決めるのはだれ？（寄り添う言葉）	8
学習例2 あなたはどう思いますか？（子どもの人権）	10
学習例3 しつけ？虐待？（子どもの人権）	12
学習例4 高齢者の人権について考えよう（高齢者の人権）	14
学習例5 心のバリアフリー（障害者の人権）	16
学習例6 みんなにやさしい日本語を使ってみよう（外国人の人権）	18
学習例7 インターネットのルールを考える（インターネット）	20
学習例8 からだの性とこころの性（性の多様性）	22
学習例9 ハンセン病問題を正しく伝えるために（ハンセン病）	24
学習例10 セクシュアルハラスメントとは（ハラスメント）	26

第3章 資料編

1 人権教育をめぐる近年のトピック	28
2 見直しましょう、あなたの人権感覚	31
3 関係機関及び相談機関の紹介	32
4 人権教育に関するDVD・書籍等の活用	33

—本書の活用に当たって—

静岡県教育委員会では、人権教育の手引き（人権教育指導資料）を毎年計画的に作成しています。これは単年度だけの使用を目的としたものではありません。様々な人権課題に対する理解と認識を深め、具体的な人権教育の推進に役立てていただくために、是非、既存の手引きと併せて活用してください。

本書掲載の図版・資料の利用については、授業等で児童生徒、教職員及び保護者向けに印刷・配付することを想定しています。その際、必ず出典を明記の上、お使いください。上記以外の目的で使用する場合は、新聞社、各種団体、著作者等の許可が必要になります。

第2章のワークシートは、教育政策課人権教育推進室ウェブサイト（P33の奥付参照）にも掲載していますので、ダウンロードしてお使いいただくことができます。

第1章 静岡県教育委員会の人権教育

1 静岡県教育委員会の人権教育の基本構想

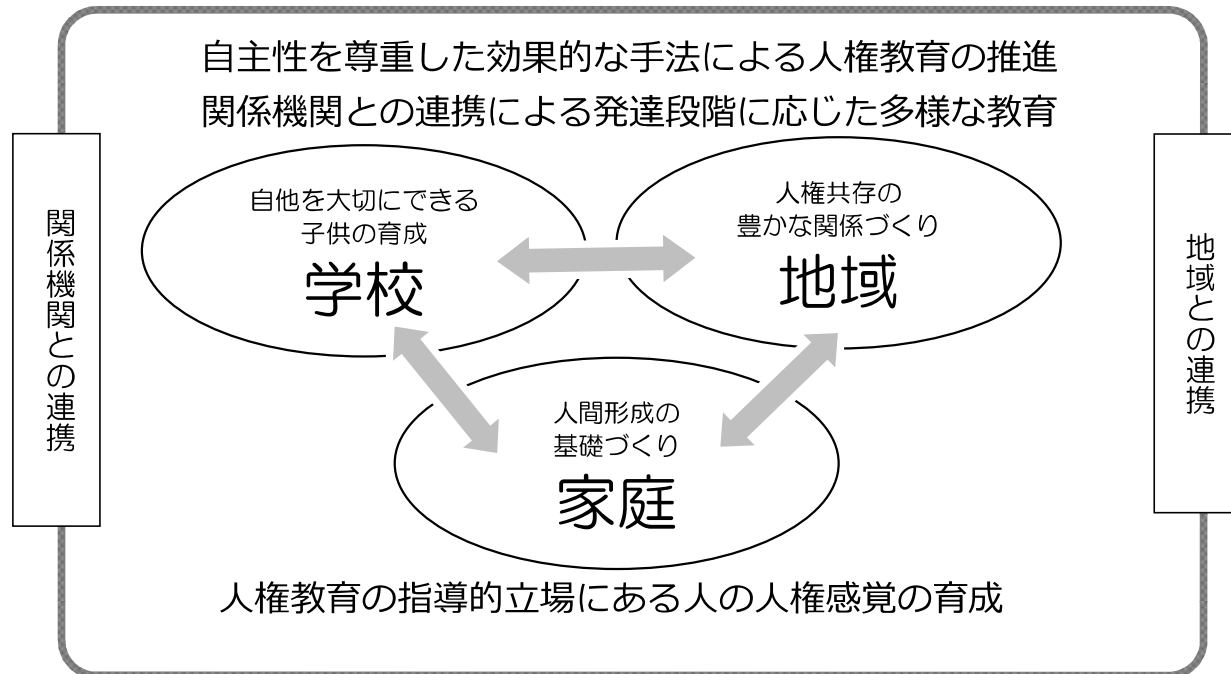
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
人権教育・啓発に関する基本計画
人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕
持続可能な開発目標（SDGs）人や国の不平等をなくそう
静岡県人権施策推進計画（ふじのくに人権文化推進プラン）
静岡県教育振興基本計画 共生社会を支える人権文化の推進



目標

自他の人権を大切にできる態度や行動力の育成

人権一般の普遍的な視点と具体的な人権課題に即した個別的な視点に基づき、人権に対する正しい理解を深め、人権感覚と自己肯定感を高める。



県民一人一人に人権尊重の意識が育まれた温もりあふれる静岡県の実現

2 静岡県教育委員会が目指す基本的な方向

(1) 人権教育

人権教育は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義され、その基本理念は、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に推進することと定められています。学校における人権教育の目標は、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」において、「児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること」とされています。

(2) 人権教育の基本的な考え方

静岡県では、静岡県人権施策推進計画「ふじのくに人権文化推進プラン」及び「静岡県教育振興基本計画」に基づき、「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」を目標に、人権教育の充実を目指しています。人権教育の取組は、人権一般の普遍的な視点と、具体的な人権課題に即した個別的な視点とに基づき、人権に対する正しい理解を深め、人権感覚と自己肯定感を高めることが重要です。

(3) 学校における人権教育の推進

ア 教育活動全体を通じた計画的・組織的な人権教育の推進

人権教育は、教科等の指導、日常的な指導、学年・学級経営など、学校の教育活動全体を通じて計画的に推進することが大切です。各学校においては、人権教育推進担当等を中心にして、人権教育の全体計画及び年間指導計画などを作成し、指導の徹底を図るとともに、その実施内容について評価し、改善することが必要です。

イ 教育環境の整備

人権尊重の環境づくりは、学校全体の雰囲気そのものに関わるものです。こうした雰囲気は、教職員の日常的な言動や教職員と児童生徒・児童生徒同士の間関係の在り方等によってつくられるものです。校内において、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、人権をテーマとした様々な取組の工夫を行うことが大切です。

(4) 普遍的な視点からの取組

普遍的な視点からの取組とは、人権に関わる普遍的な概念を念頭に置き、人権尊重の理念について指導することです。例えば、人権の意義・内容、法の下での平等、個人の尊重、自己理解と他者理解、自己肯定感等が考えられます。学校として重点を決め、全体計画に位置付け、具体的な内容を年間指導計画に反映させることが大切です。

(5) 個別的な視点からの取組

様々な個別的な人権課題のうち、法務省は17項目の啓発活動強調事項を掲げています（P33）。学校教育においては、様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、児童生徒が主体的に学習できる課題を選び、効果的に学習を進めていくことが求められます。

3 これまでの人権教育研究指定校の取組について

静岡県教育委員会では、児童生徒及び教職員の自他の人権を尊重する態度や行動力を高めるための研究を行うとともに、その具現化を図り、成果を広く県内の学校に普及するため、昭和 55 年度より、人権教育研究校を指定しています。

文部科学省「人権教育指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」に示された人権教育のそれぞれの推進の柱に沿って取組を進めています。

【学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等】

- 1 人権尊重の精神に立つ学校づくりについて
- 2 全体計画及び年間指導計画の研究
 - (1)全体計画
 - (2)年間指導計画
- 3 学校としての取組の点検・評価
- 4 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携
 - (1)家庭・地域との連携の取組について
 - (2)関係機関との連携の取組について
 - (3)校種間の連携の取組



文部科学省 HP

【人権教育の指導内容と指導方法】

- 1 指導内容の構成
 - (1)人権に関する知的理解に関わる指導内容
 - (2)人権感覚の育成に関わる指導内容
- 2 効果的な学習教材の選定・開発
- 3 指導方法の在り方
 - (1)児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫（「協力的」「参加的」な学習の取組）
 - (2)「体験」を取り入れた指導方法の工夫
 - (3)児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫

【学校における研修等の取組】

- 1 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備
- 2 各学校の成果に関する情報発信
- 3 効果的な研修プログラム

人権教育研究指定校の成果

【教職員の声】



- ・子供たち同士が関わり合える場を意識して設定するようになった。
- ・学校全体に人権尊重の空気が生まれ、温もりのある空間づくりに繋がった。

【児童生徒の声】

- ・友達の良いところに目を向けるようになった。
- ・人権について理解できた。
- ・自信を持って発表するようになった。



【学校の声】



- ・さまざまな学校の実践を参考にして、学校全体を「人権」という視点から見直すことができた。
- ・学校経営目標の柱として据えた。

【保護者・地域の方の声】

- ・高校生が、道に迷っていた福祉施設に入所する 80 代の方を 1 時間ほど歩いて案内してくれた。
- ・挨拶が素晴らしい。



4 平成30・令和元年度人権教育研究指定校の実践

掛川市立曽我小学校

●研究テーマ 「みんなが笑顔で かがやく学校 ～自分の大切さ 友達の大切さを 実感する子の育成～」

●全校で取り組んだ人権教育の実践例

つくり部の取組・・・心・体づくり部、学びづくり部

つくり部を支える土台としての取組・・・人権意識を高めるための取組

●主な取組



心・体づくり部

- よさ・がんばりを認める
かがやきタイム、「かがやき」の掲示
(「いいところ見つけ」の取組)
- 豊かな人間関係づくり
人間関係づくりプログラムの活用
- 自律の心を育てる生活指導
だ・い・じ あいさつ(誰でも いつでも 自分から)
だ・い・じ そうじ(黙って 一生懸命 時間いっぱい)
曽我っ子アンケートと個人面談(年3回)

学びづくり部

- 解決したくなる課題の工夫
教材の工夫、単元構想の工夫、学習問題の工夫
- 板書のユニバーサルデザイン化
色の使い方、伝え合いのマーク(☺☺:グループでの伝え合いと全体での伝え合い)の活用、分かりやすい言葉
- 話す・聞くレベルアップ
話形の掲示、伝え合い名人の称揚・掲示
- 教師の仕掛け
ゆさぶる発問・切り返しの発問

人権意識を高めるための取組

- 教職員の人権意識を高める
人権チェック、人権目標と振り返り
人権教育年間指導計画の作成
- 豊かな心を育む道徳教育
全校道徳、道徳コーナーの設置、振り返りの充実
実践を積み重ね個の変容を見取る
- 家庭・地域との連携
学校だより・学年だより、地域の教育力を生かす
道徳の授業参観、キャリアノートの活用
- 児童の人権意識を高める
参加体験型人権学習、人権擁護委員による人権教室
人権ポスターへの取組
- 一人一人を大切にする特別支援教育
個別の教育支援計画の作成
校内支援体制
(特別支援委員会、生徒指導委員会、ケース会議)

●児童の変容

- ・友達のよいところに目を向けようとする子が増えた。
- ・挨拶や掃除など、生活の基本となる活動の実践力が向上した。子供自身もこのことを実感できている。
- ・自己理解や他者理解が進み、良好な人間関係を築くことにつながった。
- ・多くの子供が「発表できるようになった」「考える力が付いた」という実感を得ることができた。

●取組の成果

- ・授業で身に付けた伝え合う姿が、他の場面でも見られるようになった。
- ・職員の子供を見る見方が広がり、子供や学校全体の雰囲気明るくなった。
学校評価アンケートによると、「だ・い・じあいさつを心がけている。」「相手を思いやるやさしい言葉遣いをしている。」「『伝え合い名人』を目指して授業に取り組んでいる。」の各項目について、職員の数値が上がるとともに、子供の数値との大きな隔たりが少なくなっている。



5 人権教育の年間指導計画の充実について

年間指導計画は、学校教育目標及び人権教育全体計画に基づき、学校や地域の実態及び子供の発達段階を踏まえ、育てたい資質・能力を見据えて作成します。指導内容・方法等について関連性や系統性を考慮することが大切です。学習指導要領において人権に関する直接的な学習内容が示されている教科等はその内容を反映させ、それ以外の教科等は人権教育の趣旨に沿った内容等を連携させます。また、児童・生徒の主体的な学習を図るため、参加体験型学習例等の活用を位置付けることで、より体系的・系統的な推進が可能になります。

年間指導計画 高等学校（例）

☆関連する「人権教育の手引き」、（ ）内は対象者

月	第1学年	第2学年	第3学年
4	【仲間づくり】お互いに認め合い、支え合う集団づくりを目指す。 ☆アイスブレイク		
5	【子供の人権】 児童の権利条約等を通して人権について理解する。 ☆R02 学習例 1（教職員・保護者） ☆R02 学習例 3（保護者） ☆H30 学習例 4（生徒）	☆H31 学習例 1（生徒）	
6	【拉致問題】 重大な人権侵害であることを理解する。 ☆R01 学習例 6（生徒）	 【同和問題と就職試験の公正選考】 「解放令」以後の社会と同対審答申や部落差別解消推進法等について理解する。就職選考等での人権侵害をなくす取組みを理解し、問題解決のための実践的行動力を育成する。 ☆R02 資料編（生徒） ☆H31 学習例 3（教職員）	
7	【障害者の人権】 障害者についての理解と合理的配慮に関する認識を深め、共に生きる社会を実現しようとする実践的行動力を身に付ける。 ☆R02 学習例 5（生徒） ☆H31 学習例 2（生徒）		
9	【性の多様性と人権】 性の多様性を知り、互いを認め合う。 ☆R02 学習例 8（教職員・保護者）	【医療をめぐる人権】 ハンセン病等について正しく学ぶとともに、解決に向けた実践的行動力を身に付ける。 ☆R02 学習例 9（教職員）	【女性の人権問題】 男女共同参画社会の実現に向けた実践的行動力を身に付ける。 ☆R02 学習例 10（教職員）
10	人権講演会		
11	【インターネット上での人権問題】 うわさや誹謗中傷の拡散の現状や著作権等について理解を深め、他者の権利を侵害しない態度を養う。 ☆R02 学習例 7（生徒） ☆H31 学習例 5（生徒）		
12	【外国人の人権】 在住外国人に対する差別や偏見をなくし、多様な民族や国籍の人々がともに生きる社会の実現に向けて実践的行動力を身に付ける。 ☆R02 学習例 6（生徒）		
1 2 3	【同和問題（部落差別）】 中世から江戸時代における被差別部落の歴史や社会背景を正しく理解する。日本の様々な伝統文化の成り立ちや時代背景について理解する。	【高齢者の人権】 高齢者の人権を尊重するとともに、高齢者が各種の社会的な活動に参加できる社会の実現を目指す態度を身に付ける。 ☆R02 学習例 4（生徒）	【振り返り】 人権について学んだことを、日常の行動にどうつなげていくかについて考え、自他の人権を尊重する態度や行動力を育成する。 ☆R02（教職員）

年間指導計画の作成例（掛川市立曾我小学校）

第1学年	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学年目標	自分の力を精一杯発揮し、仲良く助け合う集団を作る										
各教科	<p>(国語) さあ、はじめよう 相手や場面に応じて適切な言葉遣いで話すことができる。 友達に知って欲しいことを考え伝えることができる。</p> <p>(生活) わくわくどきどきしょうがっこう 友達と一緒に遊んだり、活動したりする楽しさを味わうとともに、仲良くするためのマナーやルールがあることに気付く。</p>	<p>(生活) わくわくどきどきしょうがっこう 運動の順番やきまを守ったり、友達と仲良く練習し、競走する。</p> <p>(体育) リレー遊び</p>	<p>(国語) おもいだしてはなそう たからものをおしえよう 自分の経験を思い出し、順序立てて伝えることができる。 友達の話に興味を持って聞くことができる。</p> <p>(生活) なつともだちになろう 生き物の様子を観察し、生き物を大切にしながら、かかわる。</p> 	<p>(国語) すきなこと、なあと書いたものを読み合い感想を伝え合うことができる。</p> <p>(生活) なかよくならうね 小さなともだち自分自身で世話の仕方を調べたり世話をしたりして、その生態や成長変化に気付くとともに、生き物も自分たちと同じように生命をもっていることや生き物の命を大切に感じ、親しみを持って世話をすることができるようにする。</p>	<p>(国語) ゆうやけ 文章の内容と自分の経験を結びつけ自分の思いや考えを発表することができる。</p> <p>(生活) なかよくならうね 小さなともだち自分自身で世話の仕方を調べたり世話をしたりして、その生態や成長変化に気付くとともに、生き物も自分たちと同じように生命をもっていることや生き物の命を大切に感じ、親しみを持って世話をすることができるようにする。</p>	<p>(国語) くじらぐも 登場人物の気持ちを想像しながら音読をする。 想像を広げながら友達と協力して物語の様子を音読で表すことができる。</p> <p>(生活) かそくにここを大きくせんと 家族のことや自分でできることなどを考え、自分の役割を積極的に果たす意欲をもつことができるようにする。</p> <p>※保護者ボランティア</p>	<p>(国語) しらせない、見せたいな 自分が見つけた生き物や物について相手に伝えるように書くことができる。 友達の作文を読み、作文の良さや感想を伝えることができる。</p> <p>(生活) あきともだちになろう 自然物などからいろいろなる物を作ったり遊んだりしながら、その楽しさを伝え合ったり学校の人などと適切に関わったりすることができるようにする。</p>	<p>(国語) ともだちに、きいてみよう 発表内容を組み立て、丁寧な言葉遣いで発表し合う。 友達が今楽しいと思うことを取材して、分かったことを学級の友達にわかりやすく伝えることができる。</p> <p>(生活) たのしみだね冬休み 日本の伝統的な習慣や行事について知り、年末年始を家族とともに楽しく過ごすためにできることを考えることができるようにする。</p>	<p>(生活) ふゆともだちになろう 昔の遊びを通して、地域のお年寄りや交流を深めたり昔の人々の生活の知恵に気付いたりすることができるようにする。</p> <p>※西中校区ボランティア</p> <p>(体育) ボールけりゲーム 友達の良さに目を向け、仲良くゲームしようとする。</p>	<p>(国語) ふたりでかんがえよう 友達と協力して合意形成を図り、問題を作ったり答えを導いたりすることができる。</p> <p>(生活) もうすぐ2年生 自分の成長を支えてくれた身近な人への感謝の気持ちを持つことができるようにする。 たくさんの人にお世話になり成長してきたことに気付く、自分なりに表現し伝える。 新1年生のために何ができるか考える。</p>	<p>(国語) いいこといっぱい、1年生 1年を振り返り、思い出や自分の成長を感じる。 友達と交流し合う。</p>
	<p>(生活) きれいにさいてね わたしのはな ○植物の観察や世話をし、大切に育てようという思いをもつ。(あさがお さつまいも チューリップ)</p>										
道徳科	親切、思いやりB		希望と勇気、努力と強い意志A			善悪の判断、自律、自由と責任A			個性の伸長A 感謝B		
	<p>はやとのゴール 相手のことを考えて、優しく接することの大切さがわかり、相手のことを考えて親切な行為をしていると態度を養う。</p>		<p>一つずつやってみよう になりたい自分について考えることを通して、自分がやらなければならないことにしっかりと取り組もうとする態度を育てる。</p>			<p>うんどうぐつ 正しいことを伝えるために間違っていると感じることを見過ごさず、良いと思うことを進んで行う心情を育てる。</p>			<p>だいすきだから 自分の良さを進んで伸ばそうとする心情を育てる。 はちさんのバッジ お世話になっている身近な人々に感謝の気持ちをもつ。</p>		
外国語活動	外国の文化について、興味を持ち、外国語を使ってコミュニケーションをする。										
特別活動	<p>学級開き 学級目標を決めよう 「1年生のわたし」キャリアノート</p> <p>★出会い「クラスのメンバーを知ろう」</p>	<p>運動会を盛り上げよう ちくちく言葉 ほかほか言葉 保健指導 「だいじなからだ プライベートゾーン」</p>	<p>学級の挑戦を決めよう 人権教室</p> <p>★聴き方「だるまさんが〇〇をしよう」</p>	<p>もうすぐ夏休み</p> 	<p>学級の挑戦をふりかえろう</p>	<p>係を決めよう 「じぶんのしていることをかこう」 キャリアノート</p>	<p>バランスのよい食べ方をしよう(給食) 学級の目標を決めよう</p> <p>★自己表現「くまとあなぐら遊びをしよう」</p>	<p>学級のかがやきをふりかえろう もうすぐ冬休み</p> <p>☆人権教育の手引き「誰かな」</p>	<p>★自分の気持ちへの対処法「どんな気持ちかな」</p>	<p>6送会を成功させよう お世話になった人に感謝しよう 新1年生いらっしやい 「1年生でのがんばりをふりかえろう」 キャリアノート</p> 	<p>ありがとうを伝えよう 自分の成長、クラスの成長を認め合おう</p>
	自分のよさを見つけると共に、友達との関わり方を学び、友達のよさを見つけることができるようにする。										
その他	1年生を迎える会		運動会 あいさつでつながろう週間		夏の自慢展	いじめ追放宣言			あいさつでつながろう週間	かがやき参観会 思ったこと考えたことを相手に分かるように伝える。 6年生を送る会	
	だ・い・じあいさつ だ・い・じそうじ										
※人材活用	★人間関係づくりプログラム ☆参加体験型学習										

第2章 参加体験型学習

1 参加体験型学習

(1) 参加体験型学習について

- ア 学習者が、実際に活動に参加したり、自分なりの言葉で語り合ったりする中から生まれる、気付きや共感を大切にする学習です。テーマを自分のこととして捉え、主体的に考えたり振り返ったりする活動を通して、意欲の喚起が期待できます。
- イ 参加者は、互いの意見を尊重する姿勢を大切にしてください。また、場に出された個人的な経験や考えについては、その場限りとすること、様々な事情により意見を出したくないという人を認めることが、共通理解として必要です。
- ウ 進行者は、多様な考え方を大切にし、学習者自身の学びを促すとともに、自らも学ぶ姿勢を持ちましょう。温かくリラックスした雰囲気をつくるのが大切です。

(2) 基本的な学習の流れ

流れ	展開と内容	
導入	アイスブレイク (関係づくり)	雰囲気や和らげ、自由に話せる関係づくりをする。 テーマに関する方向付けや下地づくりをする。
展開	アクティビティ (気付きへの きっかけづくり)	結論や答えを出すことを目的にするのではなく、話し合いや活動の過程を大切に、様々な考え方への理解と共感を引き出すきっかけをつくる。
まとめ	気付きの振り返り	活動を通して、どんなことに気付き考えたかを振り返る。
	大切なことの共有	互いの気付きから大切なことを共有する。
	行動への一般化	学んだことを、日常の行動にどうつなげるかについて考える。

2 アイスブレイク

サークル・コレクション [中人数向け] (関係づくり)	<ol style="list-style-type: none"> 1 広いスペースに円になって並ぶ。 2 <拍手リレー> 隣の人の胸の前で手をたたいて「パチン」と音を立てる。自分の前に「パチン」がきたら間髪入れずにさらに隣の人の前で手をたたく。これを全員で一週する。(うまくいくと綺麗に連続して聞こえる。) 3 <握手ウェーブ> 隣の人と手をつなぎ、順送りに握った手をあげていく。手をあげる高さは統一する(肩の高さなど)。一方向にうまく流れたら、逆方向や途中の方向転換などにも挑戦してみる。
妄想自己紹介 [何人でも] (関係づくり)	<ol style="list-style-type: none"> 1 「もしも…だったら」という題をいくつか提示し、妄想をはたらかせて回答を紙に書く。(例)「もしも今から一年間有給休暇が取れたら」 2 全員が記入できたら、順に発表する。
逆さましりとり [何人でも] (関係づくり)	<ol style="list-style-type: none"> 1 普通のしりとりとは逆に、その言葉の頭文字で終わる言葉をつなげていく。(例) じんけん → にじ → かに → いか → … 2 設定した時間まで、どんどん回す。普通のしりとりと同じように、「食べ物の名前だけ」「地名だけ」「人名だけ」等々の工夫もできる。
共通点さがし [二人～中人数向け] (チームワーク)	<ol style="list-style-type: none"> 1 5×5マスの表を書いた紙を一人一枚ずつ配る。 2 好きな食べ物や飲み物をマスの中に書く。 3 隣の人と交換する。 4 自分も好きな物に○をつける。 (自分の紙にかいていなくてもよい。) 5 紙を戻して、好きな理由を言う。 6 ペアを変えて同じことを繰り返す。



3 参加体験型学習例

寄り添う言葉

学習例1 決めるのはだれ？

対 象 教職員・保護者

ねらい

- ・日常生活における、人権が守られたり侵害されたりしている言葉がけについて考える活動を通して、子供への関わり方について振り返る。

留意点

- ・子供の人権を尊重した見方、接し方をしているか、気付かないうちに侵害していることはないか振り返ることができるようにする。

進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<ul style="list-style-type: none">・人権を意識した関わりについて考えましょう。 【ワーク1】 <ul style="list-style-type: none">・【資料】を読んで気になる部分に線を引きましょう。・また、気になった理由を考えましょう。・考えたこと、感じたことを伝え合いましょう。
	【ワーク2】 <ul style="list-style-type: none">・子供はどんな気持ちで親の言葉を聞いているのでしょうか。・感じたことを伝え合いましょう。 【ワーク3】 <ul style="list-style-type: none">・親の言葉を、自分だったらどのような言葉に変えますか。・考えた言葉をグループで紹介しましょう。
まとめ	【ワーク4】 <ul style="list-style-type: none">・どんなことに気付き、どう考えましたか。・グループ又は全体で共有しましょう。・これからの生活にどんなことが活かせそうですか。

【資料】

子 今度の土曜日の夜、Bさんと一緒に〇〇パークに行ってもいいかな？

親 2人だけで行くの？子どもだけなんて、だめに決まってるでしょ。

子 Bさんの親はいいって言ってるのに、なんで私はだめなの？

親 Bさんの家はよくても、わが家はだめ。夜遅くから出かけるなんて、だめに決まってるでしょ。男の子ならいいけど、あなたは女の子。何かあったらどうするの？

子 バスに乗っていくツアーだし、添乗員さんもいるから大丈夫。スマホも持っているし、すぐに連絡をとれるようにしておくから。

親 うそばかり。いつも連絡とれないじゃない！それに、毎晩スマホを見ている時間があるんだったら、勉強しなさいよ。テストも近いでしょ。あなたは勉強ができないんだから。

子 テスト勉強、やっているよ。

親 うそばかり。お兄ちゃんは親の言うとおりに勉強していたから、テストの点が良かったの！親の言うとおりにしていれば間違いない。だから今回のツアーはやめときなさい。それでも行くなら、お小遣いはなし。スマホの料金も払いません。

子 なんでそこまで親が全部決めるの！

ワークシート「決めるのはだれ？」

- 1 【資料】を読み、気になる部分に下線を引きましょう。気になった理由を考えましょう。
- 2 子供はどんな気持ちで親の言葉を聞いているのでしょうか。

- 3 親の言葉を、自分だったらどのような言葉に変えますか。

- 4 どんなことに気づき、どう考えましたか。

学習例2 あなたはどう思いますか？

対 象 小学生から中学生

ねらい

- ・日常生活の中で起こっていることについて、それぞれの立場の人の発言について気持ちに寄り添ったり客観的に考えたりすることを通して、いじめについて判断力を養う。

留意点

- ・学習者の実態を把握し、グループ作りなどに配慮する。
- ・それぞれの立場へ返す言葉を考え、自分の考え方や認識を自覚できるようにする。

進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ある日のAさんの様子が気になりました。 <p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つぎの4人の話を聞いて、考えましょう。
	<p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4人の話を聞いて、あなたはどのように思いますか？4人に返す言葉を書きましょう。（誰か1人に向けて書いてもよい。） ・ワーク1で書いたことをグループで発表しましょう。 ・グループで話し合ったことを、紹介しましょう。
まとめ	<p>【ワーク3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんなことに気づき、どう考えましたか。 ・グループ又は全体で共有しましょう。 ・これからの生活にどんなことが活かせそうですか。

ワークシート「あなたはどう思いますか？」

ある日、教室でしょんぼりしているAさんを見ました。暗い顔をして心配です。
声をかけようかどうか迷っています…Aさんはどうしたのでしょうか。

1 つぎの4人の話を聞いて、考えましょう。

Aさん



「悪口を言われたり、たたかれたりして、とてもいやな気持ちなんだ。何も自分はしていないのに。先生に言うとかえしされるかもしれないし、どうしたらいいかわからないよ。」

Bさん



「AさんがCさんたちから悪口を言われていたよ。でも、言われている時に笑っていたから、大丈夫だよ。『やめなよ！』って言うと、自分も悪口を言われそうだから…」

Cさん



「いじめてなんかないよ。だって、Aさんから先にいやなことを言ってきたんだもん。何回も言ってもやめないから、たたいただけだよ。自分はAさんに注意をただけさ！Aさんに原因があるんだから。きみだってAさんに問題があると思わない？」

Dさん



「Cさんが、いろいろな人にAさんの悪口を言っていたから、『そんなこと、みんなに言うことじゃないよ。』って言ったんだ。Aさんも、相手がいやな思いをしているのがわからないことがあるから、『人にいやなことを言うのはよくないよ。』って伝えたよ。」

2 4人の話を聞いて、あなたはどう思いましたか？4人に返す言葉を書きましょう。

Aさんへ



Bさんへ



Cさんへ



Dさんへ



3 どんなことに気づき、どう考えましたか。

学習例3 しつけ? 虐待?

対象 保護者

ねらい

- ・ワークシートの事例について、「しつけ」か「虐待」かを協議する活動を通して、保護者の虐待に関する理解を深めるとともに、虐待の発生予防・早期発見への意識を高める。

留意点

- ・虐待が疑われる児童や保護者がいる場合には、十分な配慮をする。
- 「児童虐待防止推進月間」(11月)に厚生労働省から配布される資料や、厚生労働省のホームページに掲載されている虐待相談件数等のグラフ等を活用する。
- ・「虐待かもと思ったら189(いちはやく)」のポスターを掲示し、電話番号を周知する。
- ・「しつけ」なのか「虐待」なのかを決めるための話し合いにならないようにする。ワークシートをもとに話し合う中で、保護者が日頃の子育てを振り返ったり、愛情のある叱り方について考えたりできるようにする。



進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<p>・「しつけ」と「虐待」の違いについて考えましょう。</p> <p>【ワーク1】</p> <p>・ワークシート1①～⑧の内容は「しつけ」「虐待」どちらだと思いますか。当てはまるところに○を付けましょう。どちらか迷う場合には、「分からない」に○を付けましょう。</p> <p>・どこに○を付けたか、理由を含め、グループ内で紹介し合いましょう。</p> <p>【ワーク2】</p> <p>・皆さんは、「しつけ」と「虐待」の違いをどう説明しますか。ワークシートの「しつけとは」「虐待とは」に続く言葉を書きましょう。</p> <p>・どのように書いたか、グループ内で紹介し合いましょう。</p>
まとめ	<p>【ワーク3】</p> <p>・どんなことに気づき、どう考えましたか。</p> <p>・グループ又は全体で共有しましょう。</p> <p>・これからの生活にどんなことが活かせそうですか。</p>

ワークシート「しつけ?虐待?」

- 1 ①～⑧の内容は、「しつけ」「虐待」のどちらですか。当てはまるところに○を付けましょう。どちらか迷う場合には、「分からない」に○を付けましょう。

番号	内容	しつけ	分からない	虐待
①	子供がベランダの手すりに上って遊んでいたのを発見したので、「危ない。」と大声で叫び、すぐに引きずり下ろした。			
②	子供が言うことを聞かなかったので、「いい加減にしなさい」と言いながら、おしりを叩いた。			
③	子供に嘘をつかないように注意したことがあったが、また嘘をついたので、罰として、今日は『昼食抜き』にした。			
④	兄が妹に意地悪をしたので、「そんな子は、うちの子じゃない。この家から出て行きなさい。」と怒鳴りつけた。			
⑤	節約のため、3姉妹の末っ子には、「姉達が使った学用品や服を使用するように。」と日頃から伝えている。			
⑥	近所の子供が夜中に外にいたので家まで送っていくと、その家の父親に、「この子は約束を破ったから、我が家のルールで外に出している。そのままにしておいてくれ。」と言われ、扉を閉められた。			
⑦	隣の家から、母親の「～って言ったでしょ。何でできないの。」という怒鳴り声と、子供が「ごめんなさい。ごめんなさい。」と言いながら泣いている声がよく聞こえる。			
⑧	子供の友達を、母親から「家族の一員として家の仕事をするのは当たり前。」と言われ、買い物、洗濯、ゴミ出し、お風呂掃除を毎日やっている。			

- 2 「しつけとは」と「虐待とは」に続く言葉を書きましょう。

しつけとは、

虐待とは、

- 3 どんなことに気づき、どう考えましたか。

学習例 4 高齢者の人権について考えよう

対 象 中学生から高校生

ねらい

- ・高齢者の人権問題について理解を深める。
- ・高齢者の人権問題を防いだり解決したりする方法を考える。

留意点

- ・生徒の身の回りの例やニュースなど、身近なものから考える。
- ・生徒の身近な例を挙げる場合、高齢者のプライバシーに気を付ける。

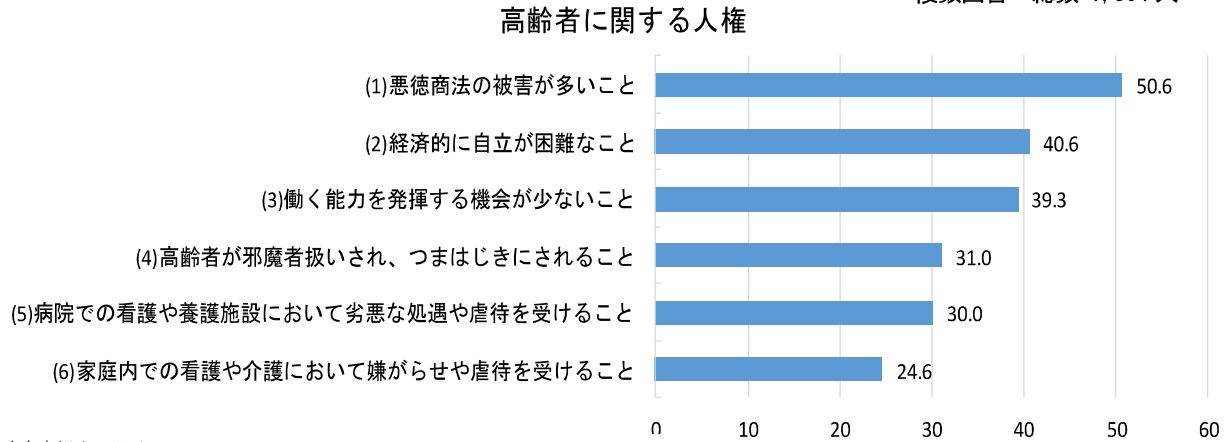
進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料】は高齢者に関する人権問題についてまとめたものです。あなたが問題だと思うことはどれですか。 (身の周りの例を挙げる場合、個人のプライバシーへの十分な配慮を行う。) <p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク1で挙げた問題を解決するには、どのようにしたらよいか、考えましょう。 <p>【ワーク3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ問題を挙げた人同士でグループになって、解決策を考えましょう。
まとめ	<p>【ワーク4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんなことに気付き、どう考えましたか。 ・あなたは、高齢者と共生するために、社会の一員として何ができるか考えましょう。 ・グループ又は全体で共有しましょう。

ワークシート「高齢者の人権について考えよう」

【資料】 高齢者に関する人権問題

複数回答 総数=1,864人



「政府広報オンライン」
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/2.html#anc02> より

出典：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月)

- 1 【資料】は高齢者に関する人権問題についてまとめたものです。あなたが問題だと思うのはどれですか。

- 2 1で挙げた問題を解決するには、どのようにしたらよいか考えましょう。

- 3 同じ問題を挙げた人同士でグループになって、解決策を考えましょう。

- 4 あなたは、高齢者と共生するために、社会の一員として何ができるか考えましょう。

学習例5 心のバリアフリー だれもが暮らしやすい社会に

対 象 小学校高学年から高校生

ねらい

- ・ 障害者を取り巻く社会のバリアを解消するための法律や様々な取組を知り、誰にも優しく、あらゆる人が共生できる社会を作ることの大切さに気付くとともに、自分たちにできることについて考える。

留意点

- ・ 学習者の実態に応じて、発達障害等の学習内容に配慮する。
- ・ 浜松視覚特別支援学校 PTA「点字ブロック啓発キャンペーン」ポスターを活用する。
- ・ 静岡県「心のバリアフリー～障害者差別解消法がめざす共生社会の実現～」動画またはDVD（静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課）を活用する。DVDは静岡県教育委員会の貸出の他、動画共有サイトで視聴可能である。

進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが安心して暮らすことのできる社会を考えます。 ・ 5～6人のグループを組みましょう。【資料1】は、どのようなことを伝えようとしているか、グループで話し合しましょう。（この資料は「点字ブロック啓発キャンペーン」で浜松視覚特別支援学校のPTAが作成しました。） ・ 障害のある人が社会で感じるバリアについて、【資料2】「心のバリアフリー～障害者差別解消法がめざす共生社会の実現～」の「1. 障害者差別解消法について」「2. 世の中に存在する「バリア」とは？」を全員で視聴しましょう。（約6分） ・ もう一度聞きます。【資料1】はどのようなことを伝えようとしていますか。 ・ グループから一人ずつ担当を決めて、「3. 合理的配慮の事例紹介」の各事例ごとに集まり、視聴しましょう。（タブレット端末等を使用） A 視覚障害編(約4分) B 聴覚障害編(約2分) C 肢体不自由障害編(約1分) D 内部障害編(約1分) E 障害のある人が働くための支援の取組について(約3分) 【ワーク1】 ・ グループに戻って、各自が視聴した事例の内容について、障害のある人がどのようなバリアに困っていて、どのようなことを望んでいるか、気付いたことや大切だと思ったことを紹介し合しましょう。 【ワーク2】 ・ グループのメンバーの話を聞いて（ワーク1）、「気付いたこと」や「どんなことができるか」について話し合しましょう。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 【ワーク3】 ・ これからの生活に活かしたいことを、ワークシートに書きましょう。 ・ グループ又は全体で共有しましょう。

【資料1】



ワークシート

心のバリアフリー だれもが暮らしやすい社会に

1 資料1は、どのようなことを伝えようとしているでしょう。

2 動画を見て、気付いたことや大切だと思ったことを書きましょう。

3 グループのメンバーの話を聞いて気付いたことを書きましょう。

4 私たちにはどんなことができるか、考えたことを書きましょう。

5 これからの生活に活かしたいことを書きましょう。

【資料2】

動画内容

静岡県「心のバリアフリー」

～障害者差別解消法がめざす共生社会の実現～

- 1 障害者差別解消法について
- 2 世の中に存在する「バリア」とは？
- 3 合理的配慮の事例紹介
視覚障害編／聴覚障害編／肢体不自由障害編／
内部障害編／自閉症スペクトラムなどの発達障
害編／障害のある人が働くための支援の取組に
ついて
- 4 ナビゲーター織田友理子が語る
「心のバリアフリーとは」

(全体 20:58)



学習例6 みんなにやさしい日本語を使ってみよう

対 象 小学校高学年から高校生

ねらい

- ・ワークシートのポスターを作成することを通して、日本語を母語としない人の困り感に触れるとともに、外国につながる人にも分かる「やさしい日本語」を使おうとする意識を高める。

留意点

- ・学習者の実態を把握し、グループ作りなどに配慮する。
- ・地域の実情に応じて、他の国の言葉の子どもの権利条約を活用する。(資料：児童の権利条約のチラシ 令和元年5月 静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課)

進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・「やさしい日本語」について考えましょう。 <p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】子どもの権利条約の第2条（ポルトガル語）の中にある crianças（=子ども）という単語を探して○で囲みましょう。 ・日本語を日常的に使用しない人が、日本語の文章を見たとき、どのような気持ちになるのか想像しましょう。 <p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料2】は、「やさしい日本語」で「携帯電話の充電ができること」を伝えるポスターです。参考にして、「ごみの分別をしましょう」という内容のポスターを作りましょう。 ・どのようなところを工夫したのか紹介し合ひましょう。
まとめ	<p>【ワーク3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんなことに気づき、どう考えましたか。 ・グループまたは全体で共有しましょう。 ・これからの生活にどんなことが活かせそうですか。

ワークシート「みんなにやさしい日本語を使ってみよう」

【資料1】「子どもの権利条約 第2条 差別の禁止」

Artigo 2 Não discriminação:

ポルトガル語

Todos os direitos se aplicam a todas as crianças, sem exceção. As crianças devem ser tratadas igualmente, independentemente do país de origem, sexo, língua, religião, opinião política, existência ou não de deficiência, situação econômica, pais ou responsáveis e outros fatores.

第2条 差別の禁止 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

- 1 【資料1】ポルトガル語で書かれた文章から、**crianças** (=子ども) という単語を探して、○で囲みましょう。日本語を日常的に使用しない人が、日本語の文章を見たとき、どのような気持ちになるのか想像しましょう。
- 2 【資料2】は、「やさしい日本語」で「携帯電話の充電ができること」を伝えるポスターです。参考にして、「ごみの分別をしましょう」という内容のポスターを作りましょう。

【資料2】

携帯電話の充電ができることを伝えるポスター



(出典：弘前大学人文社会科学部 HP)

注意 Attention 주의 Atencão

- 3 どんなことに気づき、どう考えましたか。

学習例7 インターネットのルールを考える

対 象 小学校高学年から高校生

ねらい

- ・インターネットを自分も周りの人も安全に使うためのルールで特に大事だと思うものを選び、その根拠を話し合うことを通して、多様な考え方があることに気付くとともに、ルールの重要性を理解する。

留意点

- ・特に大事だと思うルールを出し合う活動では、グループで意見をまとめるのではなく、人によって考え方が違うこと、多様なものの見方があることに気付かせる。
- ・ネットの利用状況やスマホの所持状況、学級内の人間関係、実際に大きな被害を受けたことのある生徒の有無等の実態を把握し、グループ作りなどに配慮する。
- ・どのルールも必ず守るべきルールであることを確認する。

進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを安全に使うためのルールについて考えましょう。 【ワーク1】 ・ルールの中から、特に大事だと思うものを3個選びましょう。(個→グループ) ・選んだものと選んだ理由(想定されるトラブル等)を発表し、意見交換をしましょう。 【ワーク2】 ・他に、大切だと思うルールを考えましょう。(個 or グループ)
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 【ワーク3】 ・どんなことに気付き、どう考えましたか。グループ又は全体で共有しましょう。また、これからの生活にどう活かせそうですか。

参考資料



「あなたは大丈夫? 考えよう! インターネットと人権」
(公益財団法人人権教育啓発推進センター)

ワークシート「インターネットのルールを考える」

- 1 下のルールの中から、特に大事だと思うものを3個選びましょう。グループで、選んだものと選んだ理由を発表し、意見交換をしましょう。

ル　ー　ル	自分	グループの人が選んだもの			
		さん	さん	さん	さん
知らない相手からのメールは開かない。					
心当たりのないメッセージへの返信はしない。					
フィルタリングサービスを必ず利用する。					
自分の写真や個人情報 ^{あんい} を安易に載せない。					
ネットで知り合った人 ^{あんい} には安易に会わない。					
悪口や差別的な内容は書き込まない。					
根拠のないうわさ話は載せない。					
^{でどころ} 出処のわからない情報を拡散しない。					
人が写っている写真は無断で載せない。					
本に載っている写真や漫画を無断で載せない。					

- 2 上にあるもの以外に、大切だと思うルールを考えましょう。

- 3 どんなことに気付き、どう考えましたか。また、これからの生活にどう活かそうですか。

学習例8 からだの性とこころの性

対 象 教職員・保護者

ねらい

- ・性の多様性を知り、差別や偏見をなくす。

留意点

- ・静岡県人権啓発センターを活用する。(資料：人権リーフレット VOL.5「性の多様性について考えてみませんか」)

参考文献

- ・合同出版「LGBTってなんだろう？からだの性・こころの性・好きになる性」 薬師実芳、笹原千奈未、古堂達也、小川奈津己（著）
- ・学研プラス『「ふつう」ってなんだ？LGBTについて知る本』 特定非営利活動法人ReBit（監修）
- ・PHP「楽しい調べ学習シリーズ よくわかるLGBT 多様な『性』を理解しよう」 藤井ひろみ（監修）



進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<p>(人権リーフレット「性の多様性について考えてみませんか」 静岡県人権啓発センター参照)</p> <p>私たちは、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、だれもが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利、すなわち「人権」を持っています。そして、「人権」は、お互いに相手の立場を認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。</p> <p>しかしながら、私たちの身の回りには、多くの人権問題が発生しています。性への無理解から起こる、性的少数者に対する偏見や差別も大きな課題です。性のあり方は、一人ひとり違うことを理解し、だれもが自分の性が尊重され、「自分らしく」生きることができるようにはどうしたらよいか考えましょう。</p> <p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】を見て、分かったことや気付いたことを書きましょう。 <p>日本人のおよそ5～8%（13人に1人くらい）が性的少数者であるといわれています。人権リーフレットVOL.5「性の多様性について考えてみませんか」静岡県人権啓発センターより）学校であれば40人クラスに3人は存在することになります。</p> <p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料2・3】を見て、どんなことができるか考えましょう。 <p>誰でも相談を受ける可能性があることを自覚しましょう。そのうえで最後まで相手の話を聞く、「話してくれてありがとう」と伝える、相手の話や状況をむやみに決めつけない、これまで通りの関係性を続ける、勝手に他の人に広めない、困ったり悩んだりしたら相談できる窓口へいく、などありのままを受け止めることが大切です。</p>
まとめ	<p>【ワーク3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんなことに気付き、どう考えましたか。 ・グループ又は全体で共有しましょう。 ・これからの生活にどんなことが活かそうですか。

ワークシート「からだの性とこころの性」

【資料1】性（セクシュアリティ）はどのように決まってくるのでしょうか？

日本語では、セクシュアリティのことを「性」と一言で言い表しますが、性にはさまざまな要素があります。性を要素に分けて考え、人それぞれに性のあり方は多様であることを知りましょう。

性の構成要素		
からだの性	生物学的性 (Sex)	生まれた時の体内外性器の状態等から見た生物学的な特徴から決定される性
こころの性	性自認 (Gender Identity)	「男性」「女性」「どちらでもある」「どちらでもない」などといった自分の性別をどう認識しているかを表す性
好きになる性	性的指向 (Sexual Orientation)	どの性別を恋愛の対象とするかを表す性

これ以外にも、「表現の性」や「社会的役割からくる性」など多様な捉え方ができます。「こころの性」と「好きになる性」は、医学的治療や自分の意思で変えられないと考えられています。また、揺れ動いたり迷ったりすることもあるといわれています。

日本人のおよそ5～8%（13人に1人くらい）がの性的少数者であるといわれています。

（人権リーフレットVOL.5「性の多様性について考えてみませんか」静岡県人権啓発センターより）

【資料2】どんな問題を抱えているのですか？

差別的な意味合いを含む言葉が使われているなど、打ち明けたくてもできない雰囲気、学校や職場などにあるかもしれません。嘲笑されたり、嫌悪感をあらわにされたりすることを恐れているかもしれません。周囲からいじめられたり、からかわれたりすることで自傷行為をしたり、うつ症状から自殺念慮（願望）を抱き、自殺につながることもあります。また、性的少数者に対する理解が進んでいないため、当事者が学校や職場でセクハラを受けたり、進学や就職活動の中で困難を感じているなど、不利益な扱いを受けたりすることも少なくありません。

（人権リーフレットVOL.5「性の多様性について考えてみませんか」静岡県人権啓発センターより）

【資料3】私たちが今日からできることはなんですか？

- ・それぞれの在り方を尊重する。
- ・カミングアウト（自身のセクシュアリティを他者に伝えること）を受けたら、真摯にその人の話に耳を傾けて、「話してくれてありがとう」「何かできることはない？」「一緒に考えよう」などと支える姿勢を伝えてください。また、これまでに打ち明けた範囲と誰に伝えていいのか悪いのかを確認してください。アウティング（本人の同意なく他者にセクシュアリティを伝えること）は重大な人権侵害です。

（人権リーフレットVOL.5「性の多様性について考えてみませんか」静岡県人権啓発センターより）

1 【資料1】を見て、分かったことや気付いたことを書きましょう。

2 【資料2・3】を見て、どんなことができるか考えましょう。

3 どんなことに気づき、どう考えましたか。

学習例9 ハンセン病問題を正しく伝えるために

対 象 教職員

ねらい

- ・ハンセン病に関わる人たちが置かれている現状を考える活動を通して、教職員がハンセン病問題の本質を知り、生徒たちと共に考え、行動するきっかけをつくる。

留意点

- 指導用「ハンセン病問題を正しく伝えるために」（令和2年2月 厚生労働省）を活用する。<http://www.mhlw.go/houdou/2003/01/h0131-5.html>



進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・指導用「ハンセン病問題を正しく伝えるために」（厚生労働省）を配布する。 【ワーク1】 ・「P.3～4の1. ハンセン病の基本情報」を読み、なぜ、ハンセン病患者やその家族が偏見・差別を受けてきたかを考えましょう。 【ワーク2】 ・「P.5～6の2. ハンセン病と人権について」を読み、ハンセン病問題が根強く残っている理由を考え、意見交換しましょう。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 【ワーク3】 ・「P.7～8の3. この授業で教えるべきことは何か」を読み、どのようにしたら、『中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」』を用い、生徒と共に考えることができるでしょうか。 ・グループ又は全体で共有しましょう。 ・これからの生活にどんなことが活かせそうですか。

ワークシート「ハンセン病問題を正しく伝えるために」

指導用「ハンセン病問題を正しく伝えるために」

第1部 テキスト解説編

1. ハンセン病の基本情報
2. ハンセン病と人権について
3. この授業で教えるべきことは何か

第2部 資料編

1. 歴史からみたハンセン病
2. 医学からみたハンセン病
3. ハンセン病問題のポイント
4. ハンセン病問題を全面解決するために
5. ハンセン病に対する理解を深めるために
6. ハンセン病データ源



中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」 指導用「ハンセン病問題を正しく伝えるために」

1. なぜ、ハンセン病患者やその家族が偏見・差別を受けてきたのでしょうか。

ハンセン病の基本情報 (P.3~4)

2. ハンセン病問題が根強く残っている理由は何でしょうか。

ハンセン病と人権について (P.5~6)

3. どのようにしたら、生徒と共に考えることができるでしょうか。

この授業で教えるべきことは何か (P.7~8)

4. これからの生活で、この活動はどのように活かせそうですか。

学習例 10 セクシュアルハラスメントとは

対 象 教職員

ねらい

- ・教職員一人一人がセクシュアルハラスメントについて理解し、日頃の言動を振り返ることで、互いを尊重することや、風通しの良い職場環境づくりの大切さについての意識を高める。

留意点

- ・業務上の指導を行う場合には、相手の気持ちに立って考え、状況に応じた適正な指導を行う。

進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】を読み、教諭A、支援員Bの視点に立って考えられる問題点を書きましょう。 <p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料2】を読み、教諭Aの行動や考え方の問題点をグループで共有しましょう。
まとめ	<p>【ワーク3】</p> <p>【資料3】を確認し、セクシュアルハラスメントの定義を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのようなことに気付き、どのように考えましたか。また、今後の生活にどのように活かしますか。 ・グループまたは全体で「振り返り」を共有しましょう。

－ セクシュアルハラスメントの類型 － ※進行者が知っておきたいこと

○対価型セクシュアルハラスメント

労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応（拒否や抵抗）により、その労働者が不利益（解雇、配置転換、降格等）を受けること

○環境型セクシュアルハラスメント

労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものになったため能力発揮に悪影響が生じる等、労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じること

参考：職場におけるハラスメント対策マニュアル（厚生労働省：平成29年9月発行 P10より）

ワークシート「セクシュアルハラスメントとは」

【資料1】 参考：信頼にこたえる（静岡県教育委員会：平成24年発行 追加事例集より）

教職25年目のベテラン教諭Aは、教科指導、部活動指導等に熱心であり、学校内においても中核的な存在である。日頃から、教諭Aは20代の支援員B（女性）に親切に接し、仕事上のアドバイスなどを丁寧に行っていた。支援員Bも教諭Aのそうした関わりを好ましく捉えており、とても頼りにしていた。

学期末の学校の懇親会で、教諭Aは、隣に座った支援員Bのひざの上に時々手をおくなどし、支援員Bは嫌だなと思ったが、翌日から冷たくされるのが怖くて拒否することができなかった。

さらに、2次会の店に行く途中、教諭Aは支援員Bの肩や腰に腕を回すなどしてきたため、支援員Bは強く拒否し、そのまま帰宅した。翌日、支援員Bは管理職に、前日の出来事について相談した。教諭Aは「支援員Bからは日頃からいろいろ相談を持ちかけられており、私との間に信頼関係ができていた。酒の席でのあれくらいの行為は許してくれると思っていた。」と話しているが、支援員Bは精神的なストレスから頭痛などを訴え、カウンセリングを受けている。

1 【資料1】を読んで、考えられる問題点を書きましょう。

2 【資料2】を読んで、教諭Aの行動や考え方の問題点を共有しましょう。

【資料2】セクシュアルハラスメントになり得る言動の例

性的な発言	・身体的な特徴を話題にする。卑猥な冗談を交わす。 ・体調が悪そうな女性に対して生理や更年期を理由に冷やかす。 ・性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象としたりする。	
性的な行動	(主に職場で) ・雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。 ・食事やデートにしつこく誘う。 ・性的な内容の電話をかけたり電子メールを送ったりする。 ・身体に不必要に接触する。	(主に職場外で) ・職場関係を利用して、性的な関係を強要する。 ・緊急用務以外で、執拗に自宅や携帯電話に連絡する。 ・通勤時など同行を強要する。
性差別	(主に職場で) ・「男のくせに根性が無い」「女には仕事を任せられない」などと発言する。 ・「男の子、女の子」「坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。 ・女性であるというだけでお茶くみや私用等を強要する。	(主に職場外で) ・カラオケでのデュエットを強要する。 ・酒席で、上司の側に座席を指定したり、お酌を強要したりする。

参考：ハラスメントを「しない」「されない」「させない」ために（静岡県教育委員会：平成27年4月発行より）

3 [振り返り]あなたはどんなことに気づき、どう考えましたか。また、今後の生活にどう活かしますか。

【資料3】セクシュアルハラスメントの定義／男女雇用機会均等法（第11条）

職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること。

第3章 資料編

1 人権教育をめぐる近年のトピック

●はリンクにて読取可能

(1) 同和問題（部落差別）を解消しよう

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」(H28 法律第 109 号)

この法律では、現在なお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものだという認識の下に、部落差別の解消に関し基本理念を定めています。

学校では、地域の実情、児童生徒の発達段階に応じて、人は等しく基本的な人権を享有することを学ぶことが大切です。新たな差別を生むことがないように、その内容・手法等には配慮が必要です。

- ・「改めて同和問題について考えてみませんか」リーフレット(人権教育啓発推進センター)【図】

法の施行後数年が経過しました。
理解への取組は進んでいますか？



出身地や住んでいる場所ではなく
『その人自身』に目を向けよう！

- ・《参考》高等学校新規卒業者の就職における公正採用について

高等学校新規卒業者の応募用紙については、昭和 48 年から全国統一の応募用紙を使用しています(平成 17 年改訂)。本籍欄、保護者氏名・続柄、家族欄、色覚欄の削除が行われた他、面接や作文等においても思想・信条や信仰、家庭環境等に触れる出題はしてはならないことになっています。



(2) ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」(R1)においては、ハンセン病患者であった者等に加え、その家族に対しても差別が禁止されました。

- ★厚生労働省「ハンセン病の向こう側 ハンセン病問題を正しく伝えるために」中学生用/指導用パンフレット <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html> 【学習例 9 参照】

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟 熊本地方裁判所 原告勝訴判決(R1.6)

- ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話 (R1.7)

抜粋「かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。…」

- 国立ハンセン病資料館（東京都東村山市） <http://www.hansen-dis.jp>



(3) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、生命と安全に関わる重大な問題です。拉致問題を人権問題として捉え、認識を深めることが大切です。

- 内閣官房拉致問題対策本部 <https://www.rachi.go.jp/index.html>

拉致問題の解説、映像作品（アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」、「～メッセージ～家族たちの思い」）、「作文コンクール」等の情報が掲載されています。学校での指導に活用ください。

※アニメ「めぐみ」は、短縮版の DL が可能になりました。

- ◆H31 年度「人権教育の手引き」の中に、学習指導案を掲載しています◆



(4) 外国人の人権を尊重しよう

日本に駐留する外国人は年々急増しており、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否などさまざまな人権問題が発生しています。偏見や差別意識を解消し、多様性を受け入れ、一人一人の人権を尊重していくことが重要です。



- 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(外務省 HP)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html

- ・「入管法改正による新しい在留資格 特定技能の創設」解説(外務省 HP)
- ・『外国人』に関する参考資料」文部科学省 HP (外国人登録法、難民の地位に関する条約、ヘイトスピーチ解消法 等)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankoryo/1322240.htm

- ◆◆「やさしい日本語」について◆◆◆ (静岡県多文化共生課 手引きより)

「やさしい日本語」とは、①簡易な表現を用い、②文の構造を簡単にし、③漢字にふりがなを振るなどした、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語です。2016年に静岡県多文化共生課が実施した調査によると、「やさしい日本語であれば理解できる」とした外国人県民が6割程度であるのに対して、「英語が理解できる」とした外国人県民は2割程度にとどまりました。つまり、多くの外国人県民にとって、「やさしい日本語」は「英語」よりも有効な情報伝達手段であり、また、多言語による情報発信よりも低コストで実施できるものです。考案当初は、主に災害発生時の情報伝達手段として使われていましたが、現在では各自治体、NPO等において、生活情報や観光情報等を伝える手段としても使われるようになりました。児童生徒の学習保障のために、また多文化共生のための手段として御活用ください。【学習例6参照】



- 「静岡県庁『やさしい日本語』の手引き」静岡県くらし・環境部県民生活局多文化共生課 (H30.2)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-160/documents/yasazentai.pdf>

(5) オリンピック・パラリンピックと人権

令和3年度に「東京2020オリンピック」が開催予定となりました。国際オリンピック委員会(IOC)によって採択された「オリンピック憲章」では、「スポーツをすることは人権の一つである」とされ、友情・連帯・フェアプレーの精神の大切さが謳われています。また、「オリンピック憲章の定める権利及び自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」とされています。

- ・公益財団法人 日本オリンピック委員会「オリンピズム」HP <https://www.joc.or.jp/olympism/>

国際パラリンピック委員会では、「勇気：マイナスの感情に向き合い、乗り越えようとする精神力」「強い意志：困難があっても諦めず限界を突破しようとする力」「インスピレーション：人の心を揺さぶり、駆りたてる力」「公平：多様性を認め、創意工夫をすれば、誰もが同じスタートラインに立てることを気づかせる力」の価値を重視しています。

- ・日本パラリンピック委員会「パラリンピックとは」HP <https://www.jsad.or.jp/paralympic/what/index.html>

授業で…

5つの輪の意味／参加国の生活と文化を知ろう／スポーツの意味／パラスポーツ体験 等々

(6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

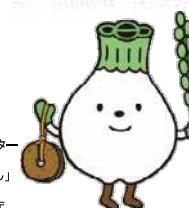
- ・1899年制定の旧法が(H9・1997)年まで存続。
- ・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(H9 法律第52号)
- ・国連「先住民族の権利宣言」(H19・2007)採択 →有識者懇談会、アイヌ政策推進会議設置
- ・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(通称：アイヌ新法)(H31 法律第16号) この法律では、北海道のアイヌ民族が日本の「先住民族」であることが初めて明記されました。



- ウポポイ『民族共生象徴空間』(北海道白老町) R2.4 開園

…国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園、慰霊施設 <https://ainu-upopoy.jp/>

ウポポイPRキャラクター
「トウレツポん」
提供：文化庁



(7) 子供の人権を守ろう

国連にて「児童の権利に関する条約」が1989年に採択されました。[生きる権利][育つ権利][守られる権利][参加する権利]の四本柱で成り立っています。虐待をはじめ様々な問題について見直してみる必要があります。



(リーフレット)
静岡県健康福祉部
こども未来局
こども未来課



●文部科学省「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」(R1.5)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

平成31年1月の千葉県野田市の小学生死亡事案等を受け、文部科学省は、令和元年5月に「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」を公表しました。学校や教育委員会などの関係者は、虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨むことが大切です。学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村(虐待対応担当課)や児童相談所などへの通告や情報提供を速やかに行うことが必要です。

また、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所などと連携しながら対応する必要があります。学校が保護者から威圧的な要求や暴力の行使などを受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所や警察、弁護士などの専門家と情報共有し、対応を検討することが重要です。

学校の通告判断のポイント

- ① 確証がなくても通告すること。(誤りであっても責任を問われない)
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所などの専門機関であること。
- ③ 保護者との関係よりも、子供の安全を優先すること。
- ④ 通告は守秘義務違反には当たらないこと。



●文部科学省「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育 児童虐待から子供たちを守るために」HP

<http://www.katei.mext.go.jp/contents7/>

親が「児童のしつけに関して体罰を加えてはならない」点などを盛り込んだ改正児童虐待防止法、改正児童福祉法(R2.4)、厚生労働省指針等が施行されます。最新の法令・通達を参照下さい。

・厚生労働省「子ども・子育て 児童虐待防止対策」HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html



その他、文部科学省 HP では、個別の各人権課題に関する参考資料が掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/index.htm



2 見直しましょう、あなたの人権感覚

日頃の人権教育への取組を点検・評価するためのチェックリスト【教職員用】です。子供たちの人権意識を育てていく上で、私たち教職員の日頃の言動には大きな影響力があります。各学校の実態に合わせて活用し、私たち自身の人権感覚を磨いていきましょう。

四段階評価 ◎○△× で評価してみましょう

		項 目	/	/	/	
1	話すこと・聞くこと	日常生活	どの子供にも積極的に挨拶をしていますか。			
2			子供一人一人の顔を見て、敬称をつけて名前を呼んでいますか。			
3			不調を訴える子供の言葉を受け止めていますか。			
4			子供の言葉遣いに注意を払っていますか。			
5			丁寧な言葉遣いをし、子供の模範となっていますか。			
6			一人でぼつんとしている子供に声掛けしていますか。			
7		授業等	子供の努力を認める言葉掛けをしていますか。			
8			プライバシーにかかわることや失敗等を全体で話していませんか。			
9			多様な意見や考え方を取り上げていますか。			
10			子供たちの発表する姿勢、聞く姿勢は整っていますか。			
11			どの子供にも発言する機会を与えていますか。			
12			間違いや失敗を嘲笑する子供を見逃していませんか。			
13	日常生活	教師自身の発言と行動に矛盾はありませんか。				
14		子供との約束は守っていますか。				
15		教師自身が間違った時は、誤りを認め適切な行動を取っていますか。				
16		チャイムでの授業開始・終了など、教師自身が時間を守っていますか。				
17		どのクラスの子供にも同様の指導をしていますか。				
18	行動・態度	授業等	授業の中で子供が協力し合う場面を設定していますか。			
19			授業の中で多様な意見が出されるように工夫をしていますか。			
20			友達の意見や努力を、お互い評価し合う場面を設定していますか。			
21	各場面	できる子、できない子等先入観を持って子供と接していませんか。				
22		子供同士、兄弟姉妹などと比較してしまっていないですか。				
23		欠席や空席の確認を行っていますか。				
24		清掃等の活動を子供と一緒にしていますか。				
25		どのような理由があっても、体罰はしていませんか。				
26	環 境	視力や聴力、身長、男女等に配慮した座席配置になっていますか。				
27		教室や廊下の整理整頓、掲示物等の適切な管理につとめていますか。				
28		子供たちの交友関係を把握していますか。				
29	そ の 他	教職員間に、何でも話し合える協力体制がありますか。				
30		職場環境にふさわしい話題や対人関係となっていますか。				
31		個人情報について、適切に取り扱っていますか。				
32		保護者や地域の方々との連絡・協力体制がありますか。				

気付いたこと、感じたことをメモしておきましょう。

3 関係機関及び相談機関の紹介

24時間子供SOSダイヤル (静岡県教育委員会)	0120-0-78310 (なやみいおう) いじめなど、子供のSOS全般を受け止める相談窓口です。子供や保護者等が、電話で悩みを相談することができます。 24時間
静岡県教職員不祥事根絶窓口 教職員倫理110番 みんなのヘルプ相談窓口 (静岡県教育委員会)	教職員による法令違反やハラスメント等で困っている場合の相談窓口です。 0120-793-242 県立学校教職員の方は「教職員不祥事根絶窓口」へ 県民の利用は「教職員倫理110番」へ 児童・生徒の利用は「みんなのヘルプ相談窓口」へ それぞれ相談できます。(電話にてお伝え下さい) kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp
総合教育センターの面接相談 (静岡県総合教育センター)	0537-24-9738 予約受付時間 平日9:00~17:00 不登校や非行など子どもの心と教育上の悩み、特別な教育的支援などなどについて、子ども本人やその保護者、先生が相談できます。 掛川会場(月~金) 9:00~17:00 沼津会場(水・金) 9:00~16:00
教育相談ハロー電話 「ともしび」 (静岡県総合教育センター)	ハローハロー 055-931-8686 (沼津) 054-289-8686 (静岡) 0537-24-8686 (掛川) 053-471-8686 (浜松) 平日 9:00~17:00 (年末年始を除く) 子どもや保護者の悩み相談電話です。匿名で相談できます。
若者こころの悩み相談窓口 (静岡県健康福祉部障害福祉課)	0800-200-2326 若者が、悩みを電話で相談できます。24時間
静岡県 LINE 相談 (静岡県健康福祉部)	ID @shizusoudan で検索 土日祝日の17:00~21:00, 及び長期休み明け(5,8,3月)平日10日間の15:00~21:00
静岡県人権啓発センターの 出前人権講座等 (静岡県健康福祉部地域福祉課)	054-221-3330 人権啓発のための出前人権講座や、研修会等に使用するビデオやDVD等の教材の貸出しをしています。(電話)
子どもの人権110番 (静岡地方法務局)	0120-007-110 (ゼロゼロなのひやくとおばん) 子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談です。併せて、小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。平日8:30~17:15
少年サポートセンター (静岡県警察本部少年課)	0120-783-410 (各地区共通番号) 少年の非行・犯罪被害に関する相談窓口です。平日8:30~17:15
子どもの権利に関する相談 (静岡県弁護士会)	054-252-0008 (静岡) 053-455-3009 (浜松) 055-931-1848 (沼津) いじめや体罰などの学校での困り事や児童虐待、非行などの相談窓口です。相談申込に応じ相談日時を決定します。(初回無料)
あざれあ相談 (静岡県男女共同参画センター 「あざれあ」)	女性相談 0558-23-7879 (賀茂) 055-925-7879 (東部) 054-272-7879 (中部) 053-456-7879 (西部) 月火木金 9:00~16:00, 水14:00~20:00, 第2土曜13:00~18:00 男性相談 054-272-7880 第1・3土曜13:00~17:00
児童相談所全国共通ダイヤル (静岡県児童相談所)	189 (いちはやく) 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談できる全国共通の電話番号です。24時間

4 人権教育に関するDVD・書籍の活用

静岡県教育委員会では、人権啓発DVD・書籍の貸出を行っています。詳しい情報は、静岡県教育委員会のHPを御覧ください。▷▷▷ **静岡県教委 人権教育** で検索

ちょっと紹介…

DVD

- No.161 静岡県「心のバリアフリー～障害者差別解消法がめざす共生社会の実現～」〈学習例5〉
- No.152 シリーズ映像で見る人権の歴史 第6巻 日本国憲法と部落差別 〈基礎 若い世代の教員向け〉
- No.145 障害のある子 障害のない子 ～ちがいを認めて助け合おう～ 〈小学校高学年向け〉
- No.114 わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識 全2巻
- No.102 未来への虹 -ぼくのおじさんはハンセン病- 〈アニメで学ぶハンセン病〉 等

書籍 No.1 子どもによる子どものための「子どもの権利条約」(小口尚子・福岡鮎美著, 小学館) 〈小学校中学年から向け〉

—令和2年度啓発活動強調事項(法務省)—

- | | |
|----------------------------------|------------------------------|
| 1 女性の人権を守ろう | 10 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう |
| 2 子どもの人権を守ろう | 11 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう |
| 3 高齢者の人権を守ろう | 12 インターネットを悪用した人権侵害をなくそう |
| 4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう | 13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう |
| 5 同和問題(部落差別)を解消しよう | 14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう |
| 6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう | 15 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう |
| 7 外国人の人権を尊重しよう | 16 人身取引をなくそう |
| 8 HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう | 17 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう |
| 9 ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう | |

令和2年度 静岡県人権教育の手引き「想像しよう 共感しよう」

— 実践学習編 気付きから行動へ —

発行 令和2年5月

発行者 静岡県教育委員会 教育政策課 人権教育推進室

編集 静岡県人権教育指導資料検討委員会

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話番号 054-221-3133

F A X 054-221-3561

U R L <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-020/jinken/jinkenkyouiku.html>

E-mail kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp



表紙の写真は、令和元年度人権教育研究指定校の裾野市立東中学校、掛川市立曾我小学校、県立稲取高等学校から提供していただきました。

静岡県教育委員会発行「人権教育の手引き」一覧

平成24年度発行 	平成25年度発行 	平成26年度発行 	平成27年度発行 
<p>平成23年度版人権教育の手引きの姉妹版です。11の参加体験型学習の学習例・ワークシートを提案しています。</p>	<p>日頃の教職員の言動を人権教育の視点から価値付け、人権感覚あふれる言葉かけを集めました。人権感覚のチェックシート等も掲載したリーフレットです。</p>	<p>5つの参加体験型学習の提案とともに、17の個別の人権課題について、解説をしています。平成27年度版と一緒に活用すると効果的です。</p>	<p>平成26年度版人権教育の手引きの姉妹版です。17の個別の人権課題についての実践学習例を掲載しています。</p>
平成28年度発行 	平成29年度発行 	平成30年度発行 	平成31(令和元)年度発行 
<p>さまざまな人権課題のうち、「インターネットに関する人権侵害」と「性的少数者に対する人権侵害」を特集しています。平成28・29・30年度版と一緒に活用すると効果的です。</p>	<p>さまざまな人権課題のうち、「外国人の人権」と「障害者の人権」について特集しています。平成28・29・30年度版と一緒に活用すると効果的です。</p>	<p>さまざまな人権課題のうち、「子どもをめぐる人権」について特集しています。平成28・29・30年度版と一緒に活用すると効果的です。</p>	<p>11の参加体験型学習の学習例・ワークシートの提案とともに、個別の人権課題に関する近年のトピックについて紹介しています。各項目から、各資料へリンクをたどることができます。</p>

令和2年度 静岡県人権教育の手引き

想像しよう 共感しよう

— 実践学習編 気付きから行動へ —

